

1. R2芽室町議会活性化計画主要事業

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

主要4項目

- 1 議会政策形成サイクルの進化（議会基本条例 第2条（2）、第12条、第13条）⇒ **B実行・継続**
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実（多様な住民参加の機会づくり）⇒ **B実行・継続**
（議会基本条例 第4条（2）、第8条（1・5））
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる機会を設けます。
- 3 議員間討議（自由討議）の強化（議会基本条例 第3条（3）、第5条（2）、第16条）⇒ **B実行・継続**
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。
- 4 外部評価手法を確立する（議会基本条例 第24条）⇒ **B実行・継続**
→ 議会活動を広く共有するとともに住民による評価から活動の改善を図ります

(参考) R1 芽室町議会活性化計画主要事業取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

【 主要4項目 】

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条) ⇒ C 実行・継続
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加機会の創出) ⇒ B 実行・継続
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる「場」創りを進めます。
- 3 議員間討議 (自由討議) の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条) ⇒ C 実行・継続
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。
- 4 外部評価手法を確立する (議会基本条例 第24条) ⇒ B 実行・継続
→ 議会活動を広く共有するとともに住民による評価から活動の改善を図ります

(参考) H30 芽室町議会活性化計画主要事業取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

【 主要3項目 】

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条) ⇒ C 実行・継続
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加機会の創出) ⇒ B 実行・継続
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる「場」創りを進めます。
- 3 議員間討議 (自由討議) の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条) ⇒ B 実行・継続
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。